

●健壮院は…

平成7年訪問治療サービスをスタートして以来「あかるく・親切・丁寧」をモットーに、早期のはり・きゅう・マッサージでねたきりゼロを応援してきました。

これまでもますます重要性の高まる「予防」に対する取り組みを強化してまいりましたが、今後も地域の医療・介護に貢献できるよう、なお一層の努力を重ね良質で安心・安全なサービスを提供してまいります。

●介護保険制度では…

これからの課題として、更なる高齢者人口増加への対応が急務とされています。将来にむけて制度を維持運営していくためには「介護予防の推進」の重要性が指摘されており、今回の介護保険制度の改正によって(平成18年4月)、

○「予防重視システム」への転換

○「総合的な介護予防システム」の確立のため見直し

が、なされました。



●健壮院なら…

1. 総勢80名を超える個性的で経験豊富なスタッフが、確かな技術で質の高いサービスを提供します。
2. 当院では衛生面を重視しディスポ(使い捨て)鍼を使用していますので感染症等の心配なく安心して治療が受けられます。
3. 札幌圏内を7つの拠点でカバー、安心・充実のネットワーク、最寄の事業所からお伺いしますので往療料金の負担を軽減できます。

座りたい、立ちたい そして、もう一度歩きたい

当院の在宅ケアスタッフは、からだに障がいを持つ方に対して、主として日常生活にかかわる基本的動作能力の回復を図るために機能訓練・運動療法・はり・きゅう・マッサージ治療などを行い、ねたきりの予防を第一目標に挙げ、



●残された機能の最大活用

●筋萎縮や関節拘縮などの二次的障害の予防と改善

●ADL(日常生活動作)の拡大へのアプローチを行うことを目的とした鍼灸師・マッサージ師・柔道整復師で組織されています。

始めよう リハビリは早期開始が効果的 ベッドの上から訓練を!

～ゴールドプラン「寝たきり老人ゼロ作戦」より～

訪問(往療)マッサージ

医師の同意の下、マッサージ師が患家に赴き、医療マッサージや運動療法を行い、身体機能の維持と回復を図り、ADL(日常生活活動)の向上を図ります。

筋力向上の為の訓練・指導をいたします。

訪問鍼灸治療

医師の同意の下、鍼灸師が患家に赴き、二次的障がいの痛みやターミナルケアの疼痛の緩和・軽減を目的に鍼灸治療を行います。



医療保険による

訪問はりきゅう・マッサージ

介護保険のサービスを受けている方もご利用できます。

ご自宅まで伺います。

特別養護老人ホーム、グループホーム等の施設入居者の方もご利用できます。



Ken Soul 株式会社 健壮院

☎(011)665-1173(代表)

本部 鍼灸・整骨健壮院 〒063-0033 札幌市西区西野3条1丁目3-10
TEL(011)665-1173 FAX(011)667-5559

鍼灸・整骨健壮院豊平 〒062-0933 札幌市豊平区平岸3条12丁目1-33
第1平岸ビル2F
TEL・FAX(011)813-2232

鍼灸・整骨健壮院厚別 〒004-0051 札幌市厚別区厚別中央1条2丁目13-23
サンルーミナスビル2F 202号
TEL・FAX(011)892-0118

鍼灸・整骨健壮院江別 〒067-0012 江別市2条6丁目1番1号
エリアさわらびビル
TEL・FAX(011)384-2021

鍼灸・整骨健壮院小樽 〒047-0024 小樽市花園2丁目5-2
フロックスビル2F 203号
TEL・FAX(0134)27-3113

鍼灸・整骨健壮院麻生 〒001-0039 札幌市北区北39条西3丁目1-14
ブチメゾン麻生1F
TEL・FAX(011)737-3939

鍼灸健壮院滝川 〒079-0462 滝川市江部乙町西12丁目13-36
TEL(0125)75-2580

医療保険適用の場合

●治療費について

医師より指示(同意書)が発行されると

- 1) 健康保険が適用され、一部負担金のみです。
- 2) 医療扶助を受けられている方も対象です。
- 3) 往療料金も保険に含まれています。
- 4) 重度障害者医療費助成対象の方は、はり・きゅうは初回の270円のみです。
マッサージは負担なしです。(非課税世帯の場合)

●保険取扱について

医師の同意書(用紙は当院にございます)・保険証・印鑑・各種受給者証などが必要です。

はり・きゅうで健康保険の対象となる病気
神経痛・リウマチ・頸腕症候群
五十肩・腰痛症・頸椎捻挫後遺症・その他

マッサージ・変形徒手矯正術で健康保険の対象となる病気
特に病名に制限はありませんが、関節拘縮・筋麻痺、脳血管障害による片麻痺、半身不随、パーキンソン、頸椎症、脊椎症、リウマチなど

※マッサージ・変形徒手矯正術治療は、手足の筋肉の麻痺や関節の拘縮などが症状にあり、医療上マッサージなどの治療が必要であると認められる方です。

※また、訪問治療は、寝たきりの方や介護者が必要な方が対象です。



●施術料金例

(例) はり・きゅう

神経痛・頸腕症候群・腰痛症・頸椎捻挫後遺症等

(例) マッサージ・変形徒手矯正術

脳梗塞後遺症(左半身麻痺)の場合、
変形徒手矯正術(2肢): 左上肢・左下肢の麻痺・拘縮
マッサージ(3部位): 右上肢・躯幹・右下肢・温電法併用

	はり・きゅう (電器鍼等使用時)	マッサージ・変形徒手矯正術 (マッサージ3部位・変形徒手矯正術2肢)
施術料	初回 2,980円 内訳 { 初検料 1,455円 施術料 1,495円 電療料 30円 } 2回目以降 1,525円 内訳 { 施術料 1,495円 電療料 30円 }	マッサージ: 880円 (3部位・温電法併用) 内訳: (1部位/260円×3=780円、 電気温電法100円) 変形徒手矯正術: 1,070円(2肢) 内訳: (1肢/535円×2=1,070円) 小計: 1,950円
往療料	1,860円	片道2kmを超えた場合 2kmごとに800円加算
合計	初回 4,840円 2回目以降 3,385円	3,810円
一部負担金は、	初回 480円 2回目以降 340円	380円

(例)(後期高齢者・1割、2km以内の場合)

上記は一例です。施術内容、医療保険の種別により異なります。詳しくはお問い合わせ下さい。

※往療に要した交通費(バス、タクシー等の交通機関の料金、往療車輛のガソリン代等)は患者様のご負担になります。



はり・きゅう治療について

Q はりは痛そうで嫌なのですが…

A 「はり」には縫い針や注射針のイメージがあり、多くの方が「痛いのでは?」という思いを抱かれるようです。しかし、はり治療を経験されたほとんどの方が『考えていたよりも痛くありませんでした』と言われます。「はり治療」の「はり」は直径0.16mmの非常に細い髪の毛程度のものを細心の注意を払って用いますので注射針のような痛みはありません。

Q その効果は?

A 日本には6世紀頃に仏教と共に伝来した鍼灸ですが、現在様々な科学研究によって「はり・きゅう治療」の効果が解明されてきました。

1. 血液循環促進作用
2. 筋緊張の緩和作用
3. 鎮痛作用(鎮痛・リラクゼーション)
4. 体質改善作用
5. 免疫力増強作用などがあります。

多くの病気には血液循環と関連がありますので、はり・きゅう治療による血液循環改善作用には大きな意味があり、これらのことが近年はり・きゅう治療を再評価しようとする理由になっています。

